

介護給付適正化の取り組みについて【富山県富山市】

● 概要

- 富山市では、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、福祉用具貸与等の調査、医療情報との突合及び縦覧点検をバランスよく実施し、介護給付の適正化と高齢者の自立支援を両立させる仕組みを構築している。

● 実施状況

1. 要介護認定の適正化

- 更新・区分変更申請に係る認定調査の事後チェック。
認定調査を適正に実施するための認定調査従事者研修会を年1回開催し調査員の質の向上を図っている。
- 合議体の一次・二次判定差異の分析等にかかる情報交換の場として連絡協議会を開催している。

2. ケアプランの点検

- 限度額7割以上+訪問介護6割以上の事業所のケアプランを点検。
- 生活援助中心型サービスの利用回数突出ケースを確認。
- サ高住や有料老人ホーム等と関連性が深い事業所のケアプランを点検。
- ケアマネ研修会を年1回開催。

3. 福祉用具貸与等の調査

- 連合会提供の帳票を活用し、軽度者への例外給付（特殊寝台等）について届出状況を全件確認。

4. 医療情報の突合

- 連合会に委託し、入院日数と介護サービス利用日数を国保連情報で全件突合。

5. 縦覧点検

- 重複請求、回数制限超過、サービス実施状況など有効性の高い3帳票のチェック。

富山市の 「介護給付適正化」の取り組みについて



立山あおぐ特等席。富山市

雄大で荘厳な立山連峰。澄みわたる海と豊かな水。美しい自然が、とっておきの「特等席」を彩る都市・とやま。富山市は、総合的な福祉施策や芸術・文化などにおいても市民が幸せな未来を仰ぎ見ることのできる、こちよい「特等席」をめざしています。

富山県 富山市 福祉保健部 介護保険課

目次

- 富山市の概況
- 人口及び高齢化率の推移
- 富山市における介護給付の適正化
 1. 要介護認定の適正化
 2. ケアプランの点検
 3. 福祉用具貸与等の調査
 4. 医療情報の突合
 5. 縦覧点検

富山市の概況

- 富山市は本州日本海側の中央付近にあり富山湾に面しており、東京大阪からはほぼ等距離にある県都で富山県の中央に位置しています。
- アメリカの大手新聞ニューヨークタイムズが令和7年1月7日に世界の「行くべき所52か所」を発表し、富山市が選ばれました。
- 人口:402,337人【令和7年3月末】
 高齢者人口(65歳以上):122,140人(高齢化率:30.4%)
 後期高齢者人口(75歳以上):73,121人(後期高齢化率:18.2%)
 要介護認定者数:25,695人
- 地域包括支援センター:32か所



人口及び高齢化率の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和22年度 (見込み)
総人口①	417,625人	416,175人	414,354人	411,956人	409,580人	407,058人	404,401人	402,015人	371,226人
1号被保険者(65歳以上)②	121,607人	122,463人	123,456人	123,628人	123,310人	122,760人	122,350人	122,099人	127,671人
・前期高齢者(65~74歳)	60,162人	59,012人	59,386人	59,582人	55,901人	52,854人	50,137人	48,244人	58,082人
・後期高齢者(75歳以上)③	61,445人	63,451人	64,070人	64,046人	67,409人	69,906人	72,213人	73,855人	69,589人
2号被保険者(40~64歳)	138,457人	138,488人	138,036人	137,797人	137,932人	137,769人	137,646人	137,455人	114,930人
高齢化率(%) (②/①×100)	29.1%	29.4%	29.8%	30.0%	30.1%	30.2%	30.3%	30.4%	34.4%
後期高齢化率(%) (③/①×100)	14.7%	15.2%	15.5%	15.5%	16.5%	17.2%	17.9%	18.4%	18.7%

(資料)富山市住民基本台帳人口(各年度9月末現在)

富山市における介護給付の適正化

1. 要介護認定の適正化

- 委託実施した更新・区分変更申請に係る認定調査の事後チェック
 - * 認定調査を適正に実施するための認定調査従事者研修会を開催→調査員の質の向上を図る(年1回実施)
 - * 認定調査の基本情報の誤りや特記事項との不整合を事前に調査員に確認(全件点検)
- 合議体の長連絡協議会の開催
 - * 合議体の一次判定から二次判定の軽重度変更率の差等についての分析及び認定審査に係る情報・意見の交換の場として合議体の長の連絡協議会を開催する(随時開催)

富山市における介護給付の適正化

2. ケアプランの点検

- 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプランの検証
 - * 区分支給限度額の利用が7割以上かつ訪問介護サービスの利用が6割以上に該当する事業所のケアプランについて検証。(国保連合会から「支給限度額一定割合超え事業所における対象サービス利用者一覧表」を受領。各事業所の該当者より最も訪問介護サービスの利用割合が高い方で、要介護度別(要介護1~5)に1件ずつケアプランの提出を依頼し、介護保険課の職員で点検)(全件)
- 生活援助中心型サービス利用回数限度超えケアプランの検証
 - * 訪問介護における生活援助中心型サービスについて、通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランの検証。(国保連合会から「生活援助一定回数以上利用者一覧」を受領。生活援助中心型サービス利用回数限度超えのケアプランの提出を事業所に依頼し、介護保険課の職員で点検)

富山市における介護給付の適正化

2. ケアプランの点検

●サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等との関連性が強い居宅介護支援事業所等のケアプランの検証

* 県主催のケアプラン点検実践研修会を受講した主任介護支援専門員をアドバイザーとして派遣してもらい、アドバイザーとともにケアプラン点検を行う（3事業所）

●ケアマネジャー研修会の開催

* 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等を対象としたケアマネジャー研修会を開催（年1回）（富山市介護支援専門員協会に委託し利用者の自立支援、QOLの向上を目指したケアプランを作成できるよう、ケアマネジャーを対象とした研修を開催）

富山市における介護給付の適正化

3. 福祉用具貸与等の調査

●国保連合会提供の帳票を活用し、軽度者への例外給付が適正に行われているかチェックする

* 特殊寝台、床ずれ防止用具、徘徊感知器の福祉用具貸与をしている「軽度者の福祉用具貸与の例外給付届出書」の提出がされているか確認する。（全件）

4. 医療情報の突合

●国保連合会の帳票を活用し、入院日数と介護サービス利用日数のチェックを行う。（国保連合会へ委託）（全件点検）

富山市における介護給付の適正化

5.縦覧点検

●国保連合会の帳票を活用し、有効性の高い3帳票についてチェックを行う

- * 重複請求縦覧チェック一覧表
- * 算定期間回数制限チェック一覧表
- * 居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表(国保連合会に委託)

ご清聴ありがとうございました